

市場事務所便り

社会保険労務士 市場 敬将

〒381-1231
長野市松代町松代 9 0 8
電話 : 026-278-3555 F A X : 026-278-3540
e-mail : ima@ichiba-sr.com URL: www.ichiba-sr.com

2017 年版「過労死白書」が公表！ 労働時間やストレスの実態は？

◆過労死等防止対策推進法第 6 条 に基づく年次報告書

厚生労働省は、10 月上旬に 2017 年版の「過労死等防止対策白書」（いわゆる過労死白書）を公表しました。この過労死白書は、過労死等防止対策推進法第 6 条に基づく年次報告書であり、今回が 2 回目となります。

2016 年度の過労死に関するデータのほか、民間企業で働く 2 万人に労働時間やストレスについて聞いた 2015 年度のアンケート結果を分析しており、電通の違法残業事件や、それを受けた政府の緊急対策も紹介されています。

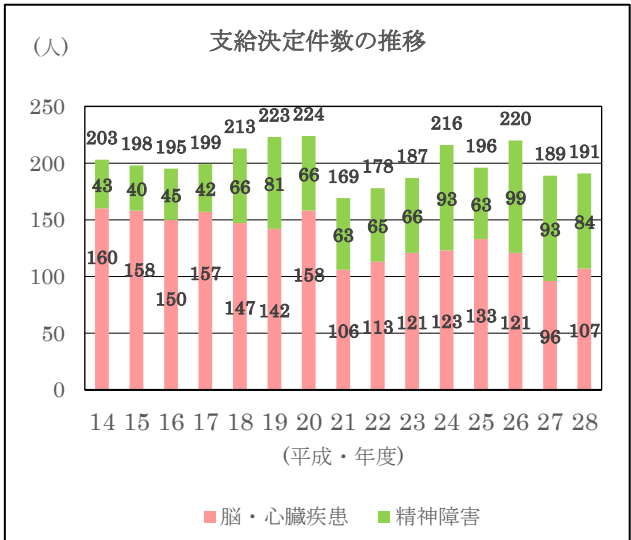
◆労働時間の把握による残業時間減が明確に

上記アンケートの分析では、フルタイムの正社員（7,242 人）では、労働時間が「正確に把握されていない」人に比べ、「正確に把握されている」人は週あたりの残業時間が約 6 時間短く、「おおむね正確に把握されている」人で約 5 時間、「あまり正確に把握されていない」人でも約 2 時間短いことがわかりました。

また、残業をする際に「所属長が承認する」といった手続きを踏んでいると、残業が週 3～4 時間減ることも明らかになりました。

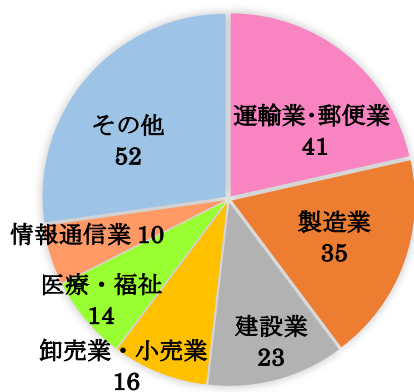
◆過労死等の業種別の傾向は？

2016 年度に過労死や過労自殺（未遂を含む）で労災認定された人は前年度より 2 人多い 191 人で、近年は年間 200 件前後で推移して高止まりが続いています。



業種別では、運輸・郵便業 41 人、製造業 35 人、建設業 23 人の順に多く、運輸・郵便業では約 2 割が残業を週 20 時間以上しており、他業種より際立って多いことがわかりました。

業種別(単位:人)



一方、過去5年の過労自殺事例を年代別にみると、従業員100万人当たりの自殺者数は男性が40代(3人)で最も多く、次は50代の2.8人、女性は10~20代が0.4人、30代が0.2人の順でした。

また、従業員100万人当たりの労災認定は、「脳・心臓疾患」「精神疾患」のいずれでも漁業が最も多いという結果も明らかになりました。

◆自営業者の長時間労働も明らかに

白書では、自営業者の長時間労働の実態も調査・報告しており、昨年、週60時間以上働いた自営業者の割合は13.6%で、全雇用者の平均(7.7%)を大きく上回りました。週60時間以上働いた自営業者のうち、80時間以上働いていたのは1.5%。労働時間や日数の把握方法については、全体の73.4%が「特に把握していない」と答えています。

厚生労働省ではこれらの調査結果をもとに、労働時間の適正な把握を促して長時間労働の是正を図るとともに、事業主に対する監督指導の徹底、労働者に対する相談窓口などの充実などで、過労死等ゼロに向けた取組みを強化するとしています。

「過重労働解消キャンペーン」 が11月に実施されます！

◆「過重労働解消キャンペーン」とは？

長時間労働対策の強化が喫緊の課題となっている中、厚生労働省では「過労死等防止啓発月間」の一環として「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組みを推進するため、使用者団体・労働組合への協力要請、リーフレットの配布などによる周知・啓発等の取組みを集中的に行うそうです。

実施期間は11月1日~30日となっています。



◆主な実施内容

(1) 労使の主体的な取組みの促進
使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組みに関する周知・啓発等について、厚生労働大臣名による協力要請が行われ、労使の主体的な取組みが促されます。また、都道府県労働局においても同様の取組みが行われます。

(2) 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問
都道府県労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組みを行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、取組み事例をホームページなどで地域に紹介します。

(3) 過重労働が行われている事業場などへの重点監督

<監督の対象となる事業場等>

・長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等

- ・労働基準監督署およびハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等

<重点的に確認される事項>

- ・時間外・休日労働が「時間外・休日労働に関する協定届」（いわゆる36協定）の範囲内であるか（法違反が認められた場合は是正指導）
- ・賃金不払残業が行われていないか（法違反が認められた場合は是正指導）
- ・不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導
- ・長時間労働者に対しては、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導

<書類送検>

- ・重大・悪質な違反が確認された場合は、送検、公表

（４）電話相談の実施

都道府県労働局の担当者による、フリーダイヤルでの相談、助言、指導が行われます。

（５）キャンペーンの趣旨などについて周知・啓発

（６）過重労働解消のためのセミナー開催

全国で合計66回、「過重労働解消のためのセミナー」が開催されます（参加無料）。

有給休暇取得に関する動向とキッズウィークへの対応

◆10月は取得促進期間

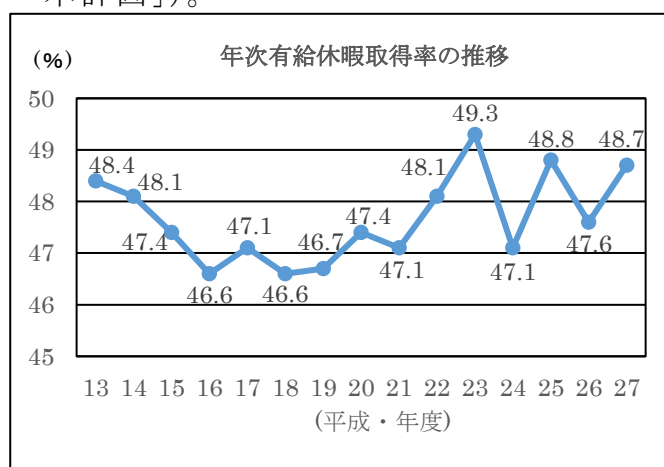
厚生労働省は10月を「年次有給休暇取得促進期間」とし、広報活動を行っています。企業において、翌年度の年次有給休暇の計画づくりを行う時期が10月とされているためです。

ここでは、有給休暇に関する動向をお伝えします。

◆有給休暇取得の現状

現状として、わが国の有給休暇の取得の状況は低水準にあります。

厚生労働省の「就労条件総合調査」によると、有給休暇の取得率はこの15年間、ずっと50%弱で停滞し続けています。一方で政府は、2020年までに有給取得率を70%以上まで引き上げることを目標として掲げています（内閣府「第4次男女共同参画基本計画」）。



また、有給休暇の平均取得日数でみると、最新（2015年）の平均取得日数は8.8日です（パートタイム労働者を除いた労働者の平均値）。

意外に多い結果とも感じられますが、その実態は、特定企業に勤務する取得日数の多い労働者が平均値を押し上げているだけであり、大半の労働者は有給休暇をほとんど取得できていないということは、現場に近い方なら実感としておわかりではないでしょうか。

◆労働基準法改正で義務化も

法整備も進んでいます。

9月に厚労省が公表した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」では、労働基準法の改正案として、使用者は、

年次有給休暇が 10 日以上付与される労働者に対し、そのうちの5日を、時季を指定して与えるよう義務化することが盛り込まれています。

法案の内容にて改正法が成立すれば、企業は対応を迫られることとなります。

◆キッズウィークの影響と企業対応

また、来年からは、「キッズウィーク」(地域ごとに夏休みなどの一部を他の日に移して学校休業日を分散化する取組み)がいよいよスタートします。これにより、小・中学校に通う子どもを扶養する従業員が、学校の日程に合わせて会社を休まざるを得なくなり、有給休暇を取得する、ということも増えそうです。

企業の対応策としては、例えば、「年次有給休暇の計画的付与制度」の活用などが考えられます。

自社の現状に照らしあわせ、年次有給休暇の無理のない計画づくりを行いたいものです。



～今月のことば～

「料理屋なんかに行って不愉快なことがあっても、玄関番のおじさんや仲居さんに絶対あたっちゃいかな。彼らは仕事としてわれわれに接しているのだから、何も言えない立場なんです。料理屋や飲み屋でケンカができるのは女将^{おかみ}だけだ。当たり前のことでしょう。女将にはカネを払っているからだ。いつ何時でも、弱い立場の人を大事にできないようではダメだな。同様に、心づけを渡すときでも、第三者にわからんようにやるくらいでなければ話にならな

い。志というものは、すべからく目立ってはいけない」

田中は新人議員や側近に、よくこういう言葉を授けていた。

『田中角栄の「経営術教科書」』

小林 吉弥 著

～事務所よりひとこと～



最近、事務所ではペットを飼い始めたスタッフが増え、その話題で職場を賑わせています。

我が家では、6月に子どもが捕まえてきたカブト虫がつい先日ひっそりと息絶え、残るは子ザリガニ1匹のみとなりました。当初5匹いたのが、共食いしたのか翌日には2匹になり、最終的には体長2cmほどの一番大きな1匹が生き残ったのですが、案の定、親の私がお世話係となりました。ふてぶてしいイメージのザリガニですが案外仕草がかわいく、人影を見ると後ずさりして隠れ、餌の煮干しをあげるとハサミを伸ばしてうまくキャッチしていそいそと食べる姿や、水面近くの石の上に横たわる姿(呼吸をしている)を眺めていると時を忘れます。

私としてはいつか猫を飼い、慌ただしい毎日の中に猫の時間が流れるといいなと思っているのですが、当分叶いそうにはないので、今はこのザリガニを大事にお世話していこうと思います。(寺島)

【お知らせ】

◆雇用保険の手続きに、マイナンバーの記入が必要となりました。ご協力のほど、よろしくお願い致します。

ご不明な点は当事務所までお問い合わせ下さい。